

 天空の國 野迫川村

広報のせがわ

9
2020 Sep.
Vol.509



野迫川村のススキと雲海（高野辻）

HP:<https://www.vill.nosegawa.nara.jp/> Mail:info@vill.nosegawa.nara.jp

人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、野迫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員の状況

部 門	R1.4.1	R2.4.1	増減数	備 考
一般行政部門	議 会	1	1	0
	総務・企画	9	10	1
	税 務	1	1	0
	民 生	2	3	1
	衛 生	1	1	0
	農 林 水 産	3	2	△1
	商 工	1	2	1
	土 木	6	6	0
	小 計	24	26	2
	教 育	4	2	△2
特別行政				
	小 計	4	2	△2
普 通 会 計 計	28	28	0	
公営企業	そ の 他	7	7	0
	小 計	7	7	0
総 合 計	35	35	0	

※この表の職員数は一般職に属する職員数であり、臨時または非常勤職員は除いています。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費（一般会計予算）令和元年度決算

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B / A)
令和元年度	R2.3.31現在 362人	千円 1,547,119	千円 25,220	千円 270,860	% 17.5

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）令和2年度予算

区 分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	1人当たり給与費 (B / A)
令和2年度	人 31	千円 95,918	千円 21,866	千円 35,495	千円 153,279	千円 4,944

※給与費は、当初予算に計算された額であり、退職手当、特別職の報酬等は含みません。

(3) 職員平均給与月額、平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平 均 年 齢
一般行政職	265,166円	36.5歳
医 療 職	267,475円	39.7歳

(4) 職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区 分	一般行政職	医 療 職	単純労務職
高 校 卒	150,600円	192,400円	142,000円
大 学 卒	182,200円		

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
職務内容	主事補・主事	主事・主査	課長補佐	課長・参事	課長	
職員数	4人	15人	2人	8人	1人	30人
構成比	13.3%	50.0%	6.7%	26.7%	3.3%	100.0%

（※再任用職員は除く）

(6) 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

①期末・勤勉手当			②退職手当（令和2年4月1日現在）	
区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	区 分	支給率
6月期	1.300 月分	0.95 月分		定年退職
12月期	1.300 月分	0.95 月分	20年勤続者	24.586875月分
計	2.6 月分	1.90 月分	25年勤続者	33.27075月分
			35年勤続者	47.709月分
			最高限度	47.709月分

③その他の諸手当（令和2年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	配偶者6,500円、扶養親族10,000円、その他6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当	借家・借間 最高27,000円
通勤手当	交通機関利用者 全額支給 交通用具（自動車等）使用者2,000円から距離により支給

(7) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	給料報酬 等の月額	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	計
村 長	630,000円	1.700月分	1.700月分	3.4月分
副村長	550,000円	1.700月分	1.700月分	3.4月分
教育長	510,000円	1.700月分	1.700月分	3.4月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の正規の勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
38時間45分	午前8時30分～午後5時00分	午後0時～午後0時45分	土曜及び日曜日

(2) 主な休暇・休業制度

年次休暇
一暦年20日、残日数は最大20日繰越し

〔年次休暇の状況〕平成31年1月1日から令和元年12月31日

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)／(c)	消化率 (b)／(a)
942 日	308.4 日	25 人	12.3 日	32.7 %

(3) 特別休暇の導入状況

理 由	期 間	理 由	期 間
公民権行使	必要と認められる期間	育児時間	1日2回30分以内
証人、参考人等出頭	必要と認められる期間	妻の出産	2日の範囲内
骨髄移植	必要と認められる期間	男性の育児参加	5日以内
ボランティア	1年の間に5日の範囲内	子の看護	1年の間に5日の範囲内
結婚	連続する5日の範囲内	忌引き	別に定める期間
産前	出産予定日前6週間	夏期	7月から9月の期間において5日間
出産	産後8週間	天災被害	7日の範囲内
生理	1回につき2日以内	出勤困難	必要と認められる期間

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

《令和元年度》単位：人

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合		0	0			0	
心身故障の場合		0	0	1		1	
職に必要な適格性を欠く場合		0	0			0	
職制、定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合		0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合				0		0	
条例で定める事由による場合				0	0	0	
合 計		0	0	1	0	1	
地方公務員法第28条第4項により失職した者							0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(2) 懲戒処分者数

《令和元年度》単位：人

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
給与・任用に関する不正		0	0	0	0
一般服務違反関係		0	0	0	0
一般非違行為関係		0	0	0	0
収賄等関係		0	0	0	0
道路交通法違反関係		0	0	0	0
監督責任		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況《令和元年度》

取得者3名

(2) 介護休暇の取得者数《令和元年度》

取得者なし

6. 職員の研修状況

テ ー マ	対 象 者
平成31年度新規採用職員研修(第一部)	平成31年度新規採用職員
平成31年度新規採用職員研修(第二部)	平成31年度新規採用職員

7. 職員の福祉及び利益の保護に関すること

(1) 福利厚生制度に関する状況《令和元年度》

区 分	受診者数	内 容 等
人間ドック	9人	医療機関が実施する総合検診
定期健康診断	30人	村が実施する検診

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金奈良県支部	0件	

8. 公平委員会に係る業務に関すること

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

該当なし

(2) 勤務条件に関する措置の要求状況

該当なし

(3) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし



議会の動き

令和2年8月

第4回臨時議会



令和2年8月第4回臨時議会が18日に召集され、報告3件、議案2件が次のとおり議決されました。

報告第15号 野迫川村国土強靱化地域計画の策定について

報告第16号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第5号))

報告第17号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第6号))

議案第28号 令和2年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)

議案第29号 請負契約の締結について

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



相談する



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの
人権110番  **0570-003-110**

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの
人権110番  **0120-007-110**

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン  **0570-070-810**

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付  **インターネット人権相談**  **検索**

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

新型コロナウイルス感染予防のための 「ごみの出し方」

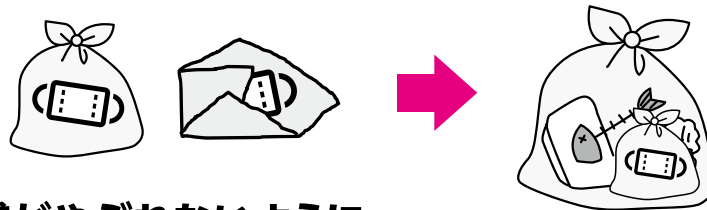
ごみ収集車に積み込む際や運搬中に、ごみ袋が破れたり、破裂して中のマスク等が露出することがあります。

ごみを扱う収集運搬事業者や市町村職員の方への感染予防のため、ごみを出すにあたっては、自治体の分別・収集ルールを守るほか、以下の点に注意してください。



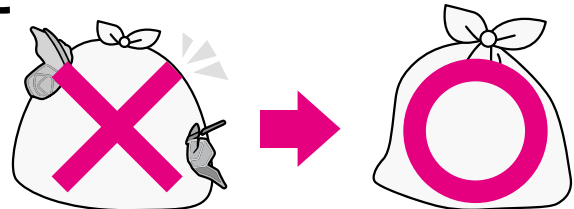
ごみを出すときに気をつけること

- ① 使用済みのマスク等は、ビニールの小袋に入れて封をするか、不要な紙で包んでから、ごみ袋に入れてください。

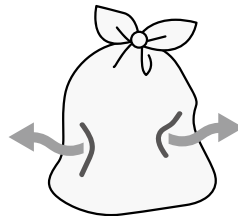


- ② ごみ袋がやぶれないように

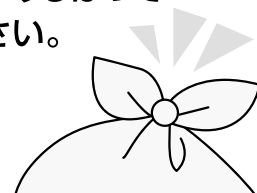
①ごみ袋の容量に注意して、ごみを入れすぎないようにしてください。



②ごみ袋の空気を抜いてください。



③ごみ袋はしっかりしばって封をしてください。



- ③ ごみを出した後は、石けん等で手を洗いましょう。



※ マスクなど、ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう！



奈良県

水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課
総務部 知事公室 防災統括室

困ったら 一人で悩まず 行政相談 行政相談所を開設します

10月19日(月)から25日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。

登記、年金、保険、雇用など、行政の取組について、困っていることがありましたら、下記の日程で開催する行政相談所でお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

【行政相談所】

日 時 10月19日(月) 午前10時から正午まで

場 所 野迫川村地場産業振興センター 2階

相談担当 行政相談委員 西田 元員

問 合 せ 野迫川村役場 総務課 TEL 0747-37-2101



地域振興券の訂正と お詫び

先日、全世帯に配付した地域振興券の取扱店舗名に誤りがありました。訂正内容は下記のとおりです。

誤：津田林業(有)

正：(有)津田林業

有限会社津田林業様ならびに関係者の皆様にご迷惑をかけてしまいましたことに心よりお詫び申し上げます。

有限会社津田林業では乾燥しいたけ等を販売しております。

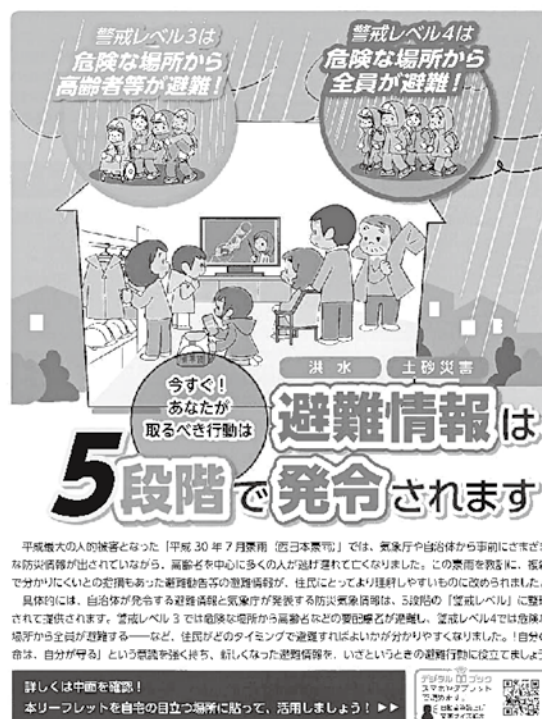
野迫川村産業課

TEL：0747-37-2101

野迫川村に災害対策冊子を寄贈

令和2年8月27日、奈良県トラック協会から「避難情報は5段階で発令されます」の冊子が野迫川村に寄贈されました。

この冊子は災害対策啓発のため全戸配布し、住民のために役立てさせていただきます。



平成最大の人的被害となった「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」では、気象庁や自治体から事前にさまざまな防災情報が出されている中、高齢者を中心に多くの人が避難遅れや避難できず亡くなりました。この豪雨を教訓に、避難で分がかりにくいと定例もあった避難勧告等の避難情報が、住民にとってより理解しやすいものに改められました。

具体的には、自治体が発令する避難情報と気象庁が発令する防災気象情報は、5段階の「警戒レベル」に整理されて提供されます。警戒レベル3では危険な場所から高齢者などの要配慮者が避難し、警戒レベル4では危険な場所から全員が避難する一など、住民がどのタイミングで避難すればよいか分かりやすくなりました。「自分の命は、自分が守る」という意識を強く持ち、新しくなった避難情報を、いざというときの避難行動に役立てましょう。

詳しくは中巻を参照！
本リーフレットを自宅の目立つ場所に貼って、活用しましょう！▶▶

奈良県からの
お知らせ

避難先においても、マスクの着用や手洗い・換気の徹底、他の人との距離の確保といった、新型コロナウイルス感染症「うつらない・うつさない」ための対策へのご協力をお願いします。

公益社団法人奈良県トラック協会 野迫川村 (協力：奈良県) (令和2年8月)

ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ1千万円

(1等1千万円)



この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
9月23日(水) 2種類同時発売!

発売期間 9/23(水)~10/20(火)

公益財団法人奈良県市町村振興協会

大規模な土地取引には届出が必要です。 提出期限は契約締結日から2週間以内です。

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む。）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

届出が 必要な 土地面積	市街化区域 2,000㎡以上 市街化調整区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上
届出先	届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。 届出の用紙は役場にあります。また奈良県のホームページでも入手できます。
審査内容	土地の利用目的が、国土利用計画法第9条に定める土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。
罰則	届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳しくは、奈良県地域デザイン推進局県土利用政策室にお問い合わせください。

電話 0742-27-8484（ダイヤルイン）

奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=4928>

総合型地域スポーツクラブからのお知らせ

教室名	10月	11月	12月
スポーツ教室（野迫川小学校体育館）	21日（水）	18日（水）	16日（水）

初めての方でも大歓迎です。皆様ご近所お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

上記の予定は変更になることがあります。ご了承ください。

（問い合わせ） 野迫川村総合型地域スポーツクラブ事務局（野迫川村教育委員会内）

TEL 0747-37-2101

無料調停相談

調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで、もめごとの解決を図る手続きです。

一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに、トラブルの解決に当たっています。

秘密は厳守されます。事前予約は不要です。

開催日時・場所

日 程	時 間	住 所
10月6日(火)	9時30分～17時	奈良商工会議所4階(奈良市登大路町36-2)
10月8日(木)	10時～15時	五條市立中央公民館(五條市本町3-1-13) 橿原市中央公民館(橿原市小房町11-1) 広陵町立総合保健福祉会館(北葛城郡広陵町笠161-2)
10月9日(金)	10時～15時	大淀町立中央公民館(大淀町下湊948)

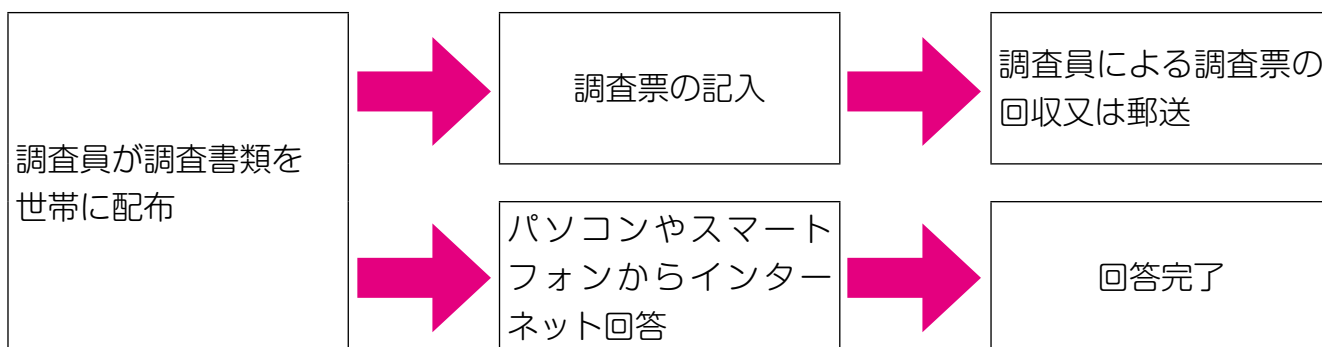
令和2年国勢調査が実施されます

国勢調査は5年ごとに行われる国のもっとも重要な統計調査であり、令和2年10月1日現在で行われる国勢調査は、大正9年を第1回として21回目に当たり、実施100年の節目を迎えます。国や地方公共団体が正確な統計に基づいて公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。9月下旬より、各家庭に調査員が伺いますので、村民の皆さんの令和2年国勢調査へのご協力をよろしくお願いします。



野迫川村産業課 TEL: 0747-37-2101

国勢調査の流れ



インターネットで回答していただいた世帯は紙の調査票の提出は不要です。

農地を貸したい方、借りたい方を募集！！

(公財)なら担い手・農地サポートセンターでは、農地の出し手（貸したい方）から農地を借り受け、受け手（借りたい方）にマッチングします。

募集期間

出し手（貸したい方）：随時受付

受け手（借りたい方）：随時受付し、年6回公表します。

対象農地：市街化区域以外の区域にある農地

※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回行います。

お問い合わせ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター(農地中間管理機構)

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地

TEL：0744-21-5020

H P：http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用ください。

結核について内吉野保健所からのお知らせ

9月24日～9月30日は結核予防週間です！

結核は県内で約280人患者が発生しており、昨年よりも増加しています。内吉野保健所管内でも新しい結核患者が発生しており、未だ脅威の感染症です。

結核患者の重症化の原因のひとつとして、患者さんの「受診の遅れ」があります。

せきやタンなどの症状があったり、職場等の定期健康診断で、要精密検査となっても、受診せず、放置していたため、重症化に至り、知らないうちに周囲へ感染を広げる場合もあります。

また、高齢者では、せきや、タンなどの症状が出ない場合もあり、そのため発見が遅れることもあります。

初期症状は風邪に似ていますが、せきや微熱が2週間以上続く、急に体重が減った、身体がだるい、疲れやすい等の症状があれば、結核を疑い、レントゲン検査を受けましょう。

野迫川村では65歳以上の方には肺がん検診とかねて結核検診を実施されていますので、年に一回は結核検診を受けましょう。

内吉野保健所 地域生活係 TEL 0747-22-3051

てんいち先生



国民健康保険税（普通徴収）の納期限は 9月25日（金）です

令和2年度国民健康保険税（第2期）の納期限は9月25日（金）です。この日までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。

また、口座振替の引落しもこの日に行います。
口座残高のご確認をお願いします。

介護保険料（普通徴収）の納期限は 9月25日（金）です

令和2年度介護保険料（第4期）の納期限は9月25日（金）です。この日までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。

また、口座振替の引落しもこの日に行います。
口座残高のご確認をお願いします。

後期高齢者医療保険料（普通徴収）の 納期限は 9月30日（水）です

令和2年度後期高齢者医療保険料（第3期）の納期限は9月30日（水）です。この日までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。

また、口座振替の引落しもこの日に行います。
口座残高のご確認をお願いします。

のせ川歌壇

高野山より
車にて下れば里の灯が
呼び合うごとくぼつぼつ点る

西前 睦代

昼さがり
たまらず木影に逃げこみて
涼をむさぼる山里の夏日

中西 章

平の里に
山百合いっぱい飾りたて
歌友迎えしも昨日のごとし

中田 敬子

高き山
荒神岳の裏山に
うす空色の「渡り苔」住む

吉野 武文

タデが咲き
黄花コスモスマ盛りて
こほろぎしきり秋を奏でる

西本 良子

友死すの
悲しき知らせは風のごとく
来たりて過ぎし余りに早く

北沢 孤山

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に関する 野迫川村第2次独自取組について

村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と新たな生活様式を踏まえた地域経済の活性化を図るため、第1次取組（広報のせがわ7月号第6頁に掲載）に続き、村独自の第2次取組を次のとおり実施します。

なお、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組に対し、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆村民への支援

事業目的	事業内容	担当課
感染症予防対策	村民へマスク等を追加配布	住民課
心豊かな生活応援	65歳以上（令和2年12月31日時点）の村民へカタログギフトを贈呈	住民課
子育て家庭支援	平成14年4月2日以降に生まれた村民へ図書カード（1万円）、商品券（2万円）を贈呈	住民課
地域振興券配布	村民へ村内で利用できる地域振興券を配布（村民1人あたり2万円） ※利用期間：R2.9.1～R3.2.28	産業課
村民生活支援	村民が利用する「こまどりケーブルの基本料金（1500円上限）」を4ヶ月分減免 ※対象期間：R2.10月分～R3.1月分（調整中）	総務課

◆事業者への支援

事業目的	事業内容	担当課
事業活動継続支援	村内事業者が利用する「こまどりケーブルの基本料金（1500円上限）」を4ヶ月分減免 ※対象期間：R2.10月分～R3.1月分（調整中）	総務課
村内宿泊施設利用促進	村内宿泊施設利用への補助金交付の対象人数を拡大（定員に達したため受付終了）	産業課
新しい産業の創出	原木及びしいたけ菌を購入し、きのこの村づくりを支援	産業課

◆新しい生活様式の推進

事業目的	事業内容	担当課
観光施設の整備・管理	公衆トイレ改修（弁天公園、グリーン：自動手洗い機設置）、ホテルトイレの洋式化、ラベンダーの植栽（鶴姫公園）、感染予防備品購入など	産業課
観光プロモーション	県立美術館と展示会を連携開催（10/17～12/13）し、村の魅力をPR（スロバキア国際交流関係）	総務課
防災活動支援	防災物品の購入（毛布、非常食など）、防災メールサービスの構築など	総務課
健康支援・保健事業	健康支援・保健事業の消耗品を購入（パーテーション、防護服等）	住民課
公共施設の安全・安心確保	役場執務室の再配置、事務機器の整備など	総務課
学校施設の安全・安心確保	小・中学校へ空気清浄機を配置	教育課
福祉施設の安全・安心確保	福祉施設へ感染予防備品を配置（小型温水器、空気清浄機）	住民課